

【別添資料 3 - 1 - - 1】

別表2 授業科目、単位数等一覧表

(上越教育大学大学院学校教育研究科履修規程第7条別表関係)

2 専門職学位課程

(1) 臨床共通科目

領域	対象とする専攻・コース	授業科目	単位数及び授業方法等		履修年次	修得単位数
			必修	選択		
教育課程の編成及び実施に関する科目 教科等の実践的な指導方法に関する科目 生徒指導及び教育相談に関する科目 学級経営及び学校経営に関する科目 学校教育と教員の在り方に関する科目	教育実践リーダーコース 学校運営リーダーコース	教育課程の編成・実施の実践と課題	S4		1・2	20単位を修得すること。
		教科等の実践的な指導方法の実践と課題	S4		1・2	
		生徒指導、教育相談の実践と課題	S4		1・2	
		学級経営、学校経営の実践と課題	S4		1・2	
		学校教育と教員の在り方に関する事例研究	S4		1・2	

(2) コース別選択科目

① 教育実践高度化専攻 教育実践リーダーコース

領域	対象とする専攻・コース	授業科目	単位数及び授業方法等		履修年次	修得単位数
			必修	選択		
学校支援プロジェクト科目	教育実践リーダーコース	教育実践リフレクションⅠ	S4		1	8単位を修得すること。
		教育実践リフレクションⅡ	S4		2	
		教育実践プレゼンテーションⅠ	S1		1	2単位を修得すること。
		教育実践プレゼンテーションⅡ	S1		2	
プロフェッショナル科目		学び合いの授業論		S2	1・2	6単位を修得すること。
		学習デザイン論		S2	1・2	
		勇気づけの学級づくり論		S2	1・2	
		授業と学校の改善に向けた教育調査の理論と実際		S2	1・2	
		国語科授業のデザインと評価		S2	1・2	
		算数・数学科授業デザイン論		S2	1・2	
		教科の固有性を踏まえた算数・数学科の学習指導の理論と実際		S2	1・2	
		理科授業デザイン論		S2	1・2	
		生活科の教科特性とその存在意義		S2	1・2	
		「子ども・芸術・学校」その実際と課題		S2	1・2	
		身体教育学演習		S2	1・2	
		小学校英語授業づくり論		S2	1・2	
		子どもを引きつける授業づくりの理論と実際		S2	1・2	
		道徳教育の理論と実際		S2	1・2	
		特別支援教育論		S2	1・2	
		小学校社会科授業の基礎技法		S2	1・2	
総合的な学習を中心とした教育課程論		S2	1・2			
国際理解教育と外国語活動		S2	1・2			

② 教育実践高度化専攻 学校運営リーダーコース

領域	対象とする専攻・コース	授業科目	単位数及び授業方法等		履修年次	修得単位数
			必修	選択		
学校支援プロジェクト科目	学校運営リーダーコース	学校運営リフレクションⅠ	S4		1	8単位を修得すること。
		学校運営リフレクションⅡ	S4		2	
		学校運営プレゼンテーションⅠ	S1		1	2単位を修得すること。
		学校運営プレゼンテーションⅡ	S1		2	
プロフェSSIONナル科目		現代の教育改革とビジョン		S2	1・2	6単位を修得すること。
		学校文化論		S2	1・2	
		宗教と公教育		L1・S1	1・2	
		教育公務員の服務・勤務		L1・S1	1・2	
		実践的学校経営特論		S2	1・2	
		学校経営の危機管理と実践的課題		S2	1・2	
		教育における権利と責任		L1・S1	1・2	
		学校教育の制度と理念		L2	1・2	
		校内の授業研究のシステム化と授業研究の方法		L2	1・2	
		体で学ぶ一斉指導の基礎技法		S2	1・2	

(3) 実習科目

領域	対象とする専攻・コース	授業科目	単位数及び授業方法等		履修年次	修得単位数
			必修	選択		
学校支援フィールドワーク	教育実践リーダーコース 学校運営リーダーコース	学校支援フィールドワークⅠ（ストレート）		P5	1	2科目10単位を修得すること。 ただし、小学校等の教員としての実務の経験を10年以上有している等の条件を満たす者については、申請に基づき、6単位を超えない範囲で、実習科目により修得する単位を免除することができる。
		学校支援フィールドワークⅡ（ストレート）		P5	2	
		学校支援フィールドワークⅠ（現職）		P3	1	
		学校支援フィールドワークⅡ（現職）		P3	2	
		学校支援フィールドワークⅠ（特別）		P2	1	
		学校支援フィールドワークⅡ（特別）		P2	2	

出典：平成25年度入学者用履修の手引（大学院学校教育研究科）

【別添資料3－2－1】

科目名	教育実践リフレクション I			
担当教員	松沢 要二 西川 純 木村 吉彦 岩崎 浩 瀬戸 健 水落 芳明 赤坂 真二 武嶋 俊行 廣瀬 裕一 辻野 けんま 松井 千鶴子 早川 裕隆 加藤 哲則 堀 健志 原 瑞穂			
対象学年	1年	コマ	00	
講義室		開講学期	後期	
曜日・時限	時間外	単位区分	必、選択	
授業形態	演習	単位数	4	
準備事項				
備考				
履修対象				
授業の到達目標・テーマ	本科目は、「学校運営リフレクション I」を踏まえ、より深い省察を行うものとし、実習科目「学校支援フィールドワーク」での経験を、自ら学校における課題に主体的に取り組み解決する即応力を培うため、実習での活動計画の立案に加え、学校における教育実習での経験を、反省的に意味づけるための科目である。			
授業の概要	本学教職大学院における実習は、受講者の明確な課題意識の基に、主体的に学校運営や学級運営に関わり、実習校の責任ある一員として参加する、高度に専門的な「実務実習」である。実習の活動計画においては、受講者個々の指導力の向上だけでなく、所属する学校全体或いは地域の学校全体の教育力の充実につながる視点を組み込むものとする。実習中においても実習校の指導教諭とともに、担当教員が随時指導するものとする。また、共通に扱われる内容として「教科学習」「特別活動」及び「生徒指導・進路指導」の省察を必ず行い、授業実践能力の向上に資するものとする。			
履修条件・注意事項	<p>なお、授業は、複数の教員が独立して授業を担当する独立方式で行う。 本科目は、「学校支援フィールドワークⅡ」と連携し、2年次の後期に開設する。</p> <p>【注】授業の実施時期及び実施場所等は、学校支援フィールドワークの形態及び連携協力校の実態に応じて、柔軟に対応する。 基本的に1～10回は実習前に行う。11～20回は実習期間中に行う</p>			
授業時間外の課題等	<p>なお、授業は、複数の教員が独立して授業を担当する独立方式で行う。 本科目は、「学校支援フィールドワークⅡ」と連携し、2年次の後期に開設する。</p> <p>【注】授業の実施時期及び実施場所等は、学校支援フィールドワークの形態及び連携協力校の実態に応じて、柔軟に対応する。 基本的に1～10回は実習前に行う。11～20回は実習期間中に行う</p>			
授業計画・内容(授業回数毎)	1	オリエンテーション 本演習の内容、授業方法に関してのオリエンテーションを行う。	16	同上
	2	学校支援フィールドワーク課題の設定① 学校支援フィールドワークで各自が課題設定をするために、教科指導領域に関する具体的項目を例示し、課題設定をする。更には、観察の視点や方法を明確化する。	17	同上
	3	学校支援フィールドワーク課題の設定② 学校支援フィールドワークで各自が課題設定をするために、学級経営及び学校経営に関する具体的項目を例示し、課題設定をする。更には、観察の視点や方法を明確化する。	18	同上
	4	学校支援フィールドワーク課題の設定③ 学校支援フィールドワークで各自が課題設定をするために、学級経営及び学校経営に関する具体的項目を例示し、課題設定をする。更には、観察の視点や方法を明確化する。	19	同上
	5	連携協力校の実態と教育課題の把握 連携協力校の担当教員と事前打ち合わせを行い、学校の実態把握と教育課題を理解する。	20	同上
	6	同上	21	ワークショップ 学校支援フィールドワークの成果について討議する
	7	連携協力校の教育課題に対する支援案の作成 連携協力校のもつ教育課題を解決するための、理論的枠組み、方略及び支援の評価法等を立案する。	22	同上
	8	同上	23	学校支援フィールドワーク課題に関する総括 受講者各自が設定した、学校支援フィールドワーク課題の分析と考察を行う。
	9	同上	24	同上
	10	同上	25	同上
	11	学校支援フィールドワーク期間中のリフレクション 学校支援フィールドワーク期間中に行う講義である。学校支援フィールドワーク課題に関する分析を行う。また、学校支援に関する教育実践活動を振り返ることで課題を明確にし、以降の活動改善を立案する。	26	同上
	12	同上	27	連携協力校の教育課題への支援に関する総括 連携協力校の教育課題への支援の分析と考察を行う。
	13	同上	28	同上
	14	同上	29	同上
	15	同上	30	同上
	試験	試験は行わない		
	成績評価の方法	<p>【成績評価の方法】 成績は、次の事項をもとに総合的に評価する。 (1) 討議における質疑内容 (2) 期間中随時提出させるミニレポート (3) 授業終了後に提出させる最終レポート 評価は、担当教員がそれぞれ個別に行い、以上の評点を加算する。ただし、最終レポートを共同作成した場合は、(3)はグループとして評価し、その点数を個人として評価し、(1)及び(2)に加算し評価する。評価においては授業実践に関わる部分を中心に行うものとする</p>		
教科書・参考書	各担当者が授業時に指定する			

○上越教育大学大学院学校教育研究科専門職学位課程の実習科目により修得する単位の免除に関する取扱細則

(平成20年3月21日)
(細則第5号)

改正 平成22年3月10日細則第8号

改正 平成22年3月30日細則第12号

上越教育大学大学院学校教育研究科専門職学位課程の実習科目により修得する単位の免除に関する取扱細則

(趣旨)

第1条 この細則は、大学院学校教育研究科履修規程（平成16年規程第72号）第6条第2項及び第3項の規定に基づく専門職学位課程の実習科目により修得する単位の免除（以下「修得単位の免除」という。）に関する取扱いについて必要な事項を定める。

(申請資格)

第2条 修得単位の免除を申請することができる者は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 「幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等」の教員としての実務経験を、10年以上有していること。
- (2) 学校支援プロジェクト科目を構成する学校支援リフレクション及び学校支援プレゼンテーションを、学校支援フィールドワーク受講者と同等に行うことができるだけの自らの教育実践に係る資料を有していること。

(申請)

第3条 修得単位の免除を希望する者は、別記第1号様式の修得単位免除許可申請書に次の各号に掲げる教育実践に係る書類5本以上を添付して、入学年度の4月30日（その日が日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときはその翌日、土曜日に当たるときはその翌々日。）までに学長に申請しなければならない。

- (1) 発表資料が掲載されている学校の研究紀要
- (2) 研究会・学会等での発表資料
- (3) その他上記に掲げる資料と同等の資料

(審査及び認定)

第4条 前条の申請については、別に定める方法により上越教育大学教育実習委員会が審査を行い、教務委員会及び教授会の議を経て、学長が認定するものとする。

2 学長は、修得単位の免除を認定したときは、別記第2号様式の修得単位免除認定通知書を交付するものとする。

3 修得単位の免除を行う授業科目は、次に掲げる授業科目とする。

(1) 学校支援フィールドワークⅠ（現職）3単位

(2) 学校支援フィールドワークⅡ（現職）3単位

4 前項に規定する授業科目の単位は、学籍簿の成績欄に「免除」と記入するものとする。

（聴講の取消し）

第5条 修得単位の免除を認定された者は、該当授業科目について速やかに聴講取消しの
手続を行うものとする。

（その他）

第6条 この細則に定めるもののほか、修得単位の免除に関し必要な事項は、教務委員会
が別に定める。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年3月10日から施行する。ただし、この細則による改正後の上越教育
大学大学院学校教育研究科専門職学位課程の実習科目により修得する単位の免除に関する
取扱細則第4条第3項の規定は、平成20年度に入学した学生から適用する。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第3条関係）

修得単位数免除許可申請書

年 月 日

上越教育大学長 殿

所 属 _____ 専攻 _____ コース _____
学籍番号 _____
氏 名 _____

学則第72条の規定により，専門職学位課程の実習科目により修得する単位の免除の認定を受けたいので，下記により申請します。

記

1 教育実践に係る書類

区 分	研究紀要，発表資料等の 名称	発行又は発表の年月，発行所又は 発表学会等の名称

（注） 区分欄は，「学校の研究紀要」，「研究会・学会等での発表資料」等のいずれかを記入すること。

別記第2号様式（第4条関係）

修得単位免除認定通知書

所 属 専攻 コース
学籍番号
氏 名 殿

修得する単位を免除する授業科目・単位	
授 業 科 目 名	単 位
学校支援フィールドワークⅠ（現職）	3単位
学校支援フィールドワークⅡ（現職）	3単位

学則第72条の規定に基づき、上記のとおり本学大学院専門職学位課程において実習科目により修得する単位を免除する。

年 月 日

上越教育大学長

○上越教育大学大学院学校教育研究科専門職学位課程の学生の指導体制取扱細則

(平成20年3月21日細則第4号)

(趣旨)

第1条 この細則は、上越教育大学大学院学校教育研究科履修規程（平成16年4月1日規程第72号）第9条の規定に基づき専門職学位課程の学生の指導体制の取扱いについて必要な事項を定める。

(アドバイザーの設置)

第2条 専門職学位課程に在籍するすべての学生が、入学から修了までの間、修学その他学生生活全般について指導助言を受けられるよう、学生一人ひとりに担当の専任教員をアドバイザーとして選任するものとする。

(アドバイザーの委嘱)

第3条 アドバイザーは、学校教育研究科長が委嘱する。

(アドバイザーの所掌)

第4条 アドバイザーは、次号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 学生の修学に関すること。
- (2) 学生の身分異動に関すること。
- (3) その他学生生活全般に関すること。

(アドバイザーの変更)

第5条 学生の希望によりアドバイザーを変更する場合は、学生が所属するコースにおいて、希望学生に面接をした上で、新しいアドバイザーを選任するものとする。

(その他)

第6条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

出典：上越教育大学大学院学校教育研究科専門職学位課程の学生の指導体制取扱細則